

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月15日
【会社名】	株式会社東海理化電機製作所
【英訳名】	TOKAI RIKA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二之夕 裕美
【本店の所在の場所】	愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地
【電話番号】	(0587)95-5211 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 栗栖 秀人
【最寄りの連絡場所】	愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地
【電話番号】	(0587)95-5211 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 栗栖 秀人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2022年6月14日開催の当社第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月14日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変更前	変更後
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. 自動車用部品、産業車両部品、その他の輸送用機器部品の製造ならびに販売	1. (現行どおり)
2. 一般電気電子機器およびその部品の製造ならびに販売	2. (現行どおり)
3. 一般機械器具およびその部品の製造ならびに販売	3. (現行どおり)
4. 医療用機器、介護用品およびその部品の製造ならびに販売	4. (現行どおり)
5. 情報通信に関するサービスの提供、ソフトウェアの開発、ならびに機器・システムの製造および販売	5. (現行どおり)
6. 再生可能エネルギーによる発電ならびに電気の供給および販売	6. (現行どおり)
7. 知育、健康管理、調理、スポーツ、レジャー、防災、防犯、その他の生活関連用品の製造および販売ならびにサービスの提供	7. (現行どおり)
(新設)	8. <u>農産物等の生産・加工・販売</u>
(新設)	9. <u>飲食店の経営</u>
(新設)	10. <u>学童施設、保育所および託児所の経営</u>
8. 前各号に付帯関連する一切の事業	11. 前各号に付帯関連する一切の事業

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件
二之夕裕美、佐藤幸喜、西田 裕、藤岡 圭、都築昇司および宮間三奈子
を取締役に選任するものであります。
なお、藤岡 圭、都築昇司および宮間三奈子は社外取締役候補者であります。

第3号議案 役員賞与支給の件
当期末時点の社外取締役を除く取締役4名に対し、
役員賞与総額45,414,000円を支給するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果および賛成の割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	816,940	268	0	(注)1	可決 99.01
第2号議案 取締役6名選任の件					
二之夕裕美	746,095	71,112	0	(注)2	可決 90.43
佐藤 幸喜	774,359	42,850	0		可決 93.85
西田 裕	774,420	42,789	0		可決 93.86
藤岡 圭	775,568	41,641	0		可決 94.00
都築 昇司	737,048	80,160	0		可決 89.33
宮間三奈子	776,886	40,323	0		可決 94.16
第3号議案 役員賞与支給の件	776,113	41,096	0	(注)3	可決 94.06

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。